高 所 作 業 車 作 業 計 画 書 （ 例 ）

作業所確認		
統責者	元方管理者	担当者

○ ○ ○ ○ 作業所

作業日時		9:00 ～ 14:30

作業名	作成日	平成 25 年 6 月 18 日
道路案内標識板設置作業	施工会社名	○ ○ 設備 ㈱
	作成者名	下請太郎

区分	作業能力	走行方法	昇降方式	操作位置	操作運転者	資格の種類
①	最大作業床高 12 m 最大積載荷重 200 kg 作業床定員 2 人	○ ﾄﾗｯｸ ﾎｲｰﾙ ｸﾛｰﾗ	垂直 ○ 垂直以外	○ 作業床 地上 兼用	操作次郎	特別教育 ○ 技能講習
②	最大作業床高 m 最大積載荷重 kg 作業床定員 人	ﾄﾗｯｸ ﾎｲｰﾙ ｸﾛｰﾗ	垂直 垂直以外	作業床 地上 兼用		特別教育 技能講習

作業の指揮者	下請太郎

合図	合図手段	無線	笛	旗	○ 手合図	その他
	合図方法（具体的、簡潔に記入）	建設用クレーン標準合図法による手合図（標準合図法は安全掲示板に掲示）				

合図者	下請太郎

【厳守事項】
- 始業点検を行なうこと 【安衛則第194条の27】
- 作業床では定員を守り、安全帯を使用して作業すること 【安衛則第194条
- 悪天候の場合は作業
- 作業に必要な照度を
- アウトリガーを最大に張出すこと 【安衛則第194条の11】
- 地盤強度に応じて敷鉄板等を使用すること 【安衛則第194条の11】
- 運転席を離れる場合は作業床を最低降下位置に置き、原動機を止め、逸走防止措置を行なうこと（ただし、作業床に人がいない場合） 【安衛則第194条の13】
- 移送する場合、貨物自動車への積降は平坦、堅固な場所で行なうこと 【安衛則第194条の14】
- 修理作業時は指揮者を定め、必要に応じて安全支柱、安全ブロックを使用すること 【安衛則第194条の18】

平面図・断面図等を用いて、誘導者、合図者、作業区画などの位置を特定すること

【厳禁事項】
- 荷の吊上げ等に使用することは厳禁！ （用途外使用） 【安衛則第194条の17】
- 積載荷重その他の能力を超えて使用することは厳禁！ 【安衛則第194条の16】
- 作業床から外に乗り移ることは厳禁！
- 作業床から物を投下することは厳禁！

【走行時の作業床への搭乗制限】 【安衛則第194条の20】

（トラック式）
- 作業床及びｱｳﾄﾘｶﾞｰを格納し、作業床に人を乗せずに走行させる

（ホイール式・クローラ式）

垂直昇降型の機種
- 作業床操作専用型では作業床を最低降下位置にして低速で走行させる
- 作業床・地上操作兼用型では作業床を最低降下位置にし、人を乗せず、地上で低速で走行させる

垂直昇降型以外の機種
- 作業床操作型では平坦、堅固な場所での小移動に限り、作業床を上げたまま低速で走行できる
- 地上操作型では作業床を最低降下位置にし、人を乗せずに走行させる

【作業場所及び作業の方法等】計画書打ち合わせ時に下記項目で該当するものは確実に表示する

☑機械の配置 □場内運行経路 □地盤の不同沈下防止対策 □制限速度 □埋設物 □架空線の位置
☑立入禁止範囲 ☑誘導員・見張員・合図者の配置 ☑安全通路 □安全注意事項等を記入する。

平面図

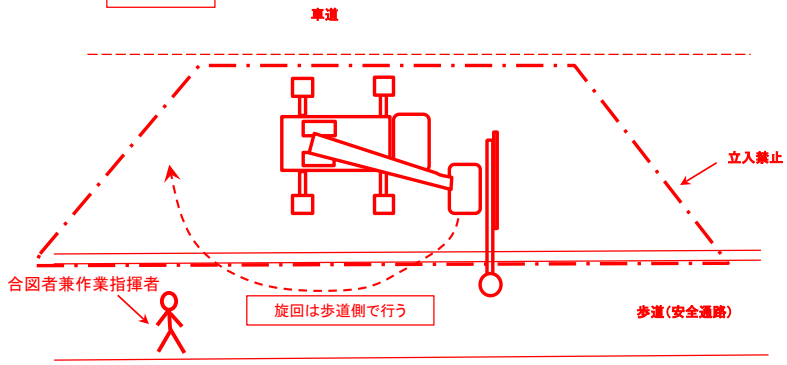

断面図

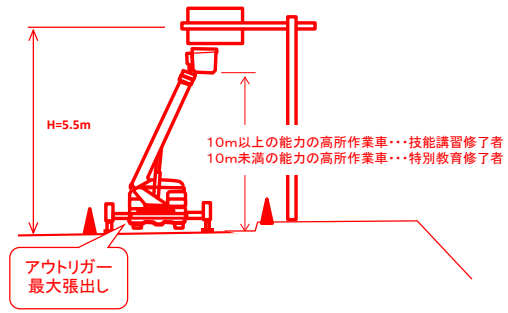

※平均風速7m以上の場合は作業中止とする。

安全帯の使用
（垂直昇降式除

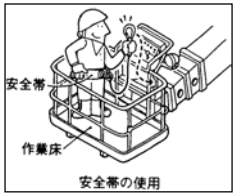

周知の記録

・当作業計画書に従って作業します。＜ 6 月 20 日 ＞
（署名） 下請太郎 孫請一郎
操作二郎

【元方指導事項】
不同沈下、路肩崩壊による機械の転倒、架空線による感電等を防止するための措置について指導する（安衛法第29条の2）